

令和8年6月3日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

議案第53号	秩父市下水道条例の一部を改正する条例……………	1
議案第54号	令和8年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）……………	4



議案第 5 3 号

秩父市下水道条例の一部を改正する条例

秩父市下水道条例（平成 1 7 年秩父市条例第 2 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「、毎 2 使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ」を削り、「ところにより算定した額」を「基本使用料及び従量使用料の合計額」に改め、同条第 3 項第 1 号ただし書中「1 5 日以内に排除汚水量が一般用にあつては 5 立方メートル、公衆浴場用にあつては 1 5 0 立方メートルを超えないときは」を「1 5 日以内のときの基本使用料の額は」に、「最低額」を「基本使用料の額」に改め、同項第 2 号ただし書中「1 5 日以内に排除汚水量が一般用にあつては 1 5 立方メートル、公衆浴場用にあつては 4 5 0 立方メートルを超えないときは」を「1 5 日以内のときの基本使用料の額は」に、「最低額」を「基本使用料の額」に改める。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 1 7 条関係）

用途の区分	基本使用料（2 使用月につき）	従量使用料（2 使用月につき）	
一般用	2, 3 5 0 円	2 0 立方メートル 以下の分	1 立方メートル につき 1 0 円
		2 0 立方メートル を超え 4 0 立方メ ートル以下の分	1 立方メートル につき 1 3 0 円
		4 0 立方メートル を超え 6 0 立方メ ートル以下の分	1 立方メートル につき 1 4 0 円
		6 0 立方メートル を超え 1 0 0 立方 メートル以下の分	1 立方メートル につき 1 5 0 円
		1 0 0 立方メート ルを超え 2 0 0 立 方メートル以下の 分	1 立方メートル につき 1 7 0 円
		2 0 0 立方メート	1 立方メートル

		ルを超え400立方メートル以下の分	につき190円
		400立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	1立方メートルにつき210円
		1,000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき220円
公衆浴場用	13,000円	600立方メートルを超える分	1立方メートルにつき40円

別表第3（第17条関係）

用途の区分	基本使用料（1月につき）	従量使用料（1月につき）	
一般用	1,175円	10立方メートル以下の分	1立方メートルにつき10円
		10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき130円
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき140円
		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき150円
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき170円
		100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき190円
		200立方メートル	1立方メートル

		ルを超え500立方メートル以下の分	につき210円
		500立方メートルを超える分	1立方メートルにつき220円
公衆浴場用	6,500円	300立方メートルを超える分	1立方メートルにつき40円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秩父市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定及び前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和8年12月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

令和8年6月3日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

提案理由

公共下水道事業の健全な経営に当たり、使用料の適正化を図りたいため。

議案第54号

令和8年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和8年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度秩父市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 公共下水道事業収益	1,110,216千円	17,826千円	1,128,042千円
第1項 営業収益	562,475千円	19,430千円	581,905千円
第2項 営業外収益	547,740千円	△1,604千円	546,136千円
	支	出	
第1款 公共下水道事業費用	1,168,895千円	1,772千円	1,170,667千円
第1項 営業費用	1,121,271千円	1,772千円	1,123,043千円

令和8年6月3日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦